|  |  |
| --- | --- |
| 　１. 開会日時閉会日時２. 場　　所３. 農業委員４. 最適化推進委員５. 議事録署名人６. 付議事件７．協議事項９．その他事務局長（総会成立要件）（過半数以上の出席）会長事務局会長全委員会長会長会長事務局会長全委員事務局会長全委員会長事務局会長委員会長委員会長推進委員推進委員会長全委員会長全委員会長事務局会長委員委員会長推進委員会長全委員会長全委員会長事務局会長会長全委員会長全委員会長事務局会長事務局会長 | 令和３年６月　農業委員会総会令和３年６月２５日(金) 　　９時００分令和３年６月２５日(金) 　１０時４０分川棚町中央公民館　１階　講習室１番 　 ２番　　 ３番　　 ４番　 　 ５番　 ６番　 ８番 ９番　　 10番　  11番　 12番　　　 13番　　（欠席 ７番　 ）（遅刻 　なし　 ）（早退　 なし　 ）　14番　　18番　　　3番　　 10番　　 　第６号　農地法第３条の規定による許可申請について第７号　農地法第５条の規定による許可申請について第８号　農用地利用集積計画の決定について・川棚町総合計画審議会委員の推薦について・行事報告について・農地利用状況調査の割り振り表の提出について（説明）令和３年６月　農業委員会総会令和３年６月２５日（金）　９時００分～１０時４０分川棚町中央公民館　１階　講習室「ただいまから、令和３年度６月の農業委員会を開催します。」「本日は ○○委員が欠席です。総会は成立している事をご報告します。また本日は農地利用最適化推進員２名の皆様にも参加していただいています。」「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」 （挨拶） 「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」「それでは総会資料31ページをお開き下さい、報告事項１番、６月の行事及び７月の予定についてご報告いたします。（各報告）」　「現地調査を７月２０日　調査員に○○委員　○○委員　○○委員にお願いします。　総会については７月２６日開催でご提案いたします。来月は会場の関係で場所を２階講堂で予定しています。」「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」「異議なし」「それでは次回の現地調査の日程を７月２０日、総会開催日を７月２６日に予定としたいと思います。」「次回の調査委員は○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくお願いします。」「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員　○○委員にお願いいたします。」「それでは、議案第６号　農地法第３条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」１ページをお開き下さい。（議案朗読及び説明）「当該案件については　所有権移転については調査委員の現地調査をおこなっていましたが､３月の農地パトロールの際に皆さんに確認していただいていますので、事務局で説明します。３月に確認していただいたように広域農道が農地の真ん中を横断し、現状地盤からかなり掘り下げられるため、当該農地が左右に分断され、さらに○○さん農地も進入が難しくなり農地の使用に支障をきたす事から、今回の申請になったものです。」「農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」「それでは、「これより議案第６号　３条許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか。」質疑なし「ここの周りは、広域農道の買収価格が高値で売買された所でこの３条で農地を得るには、譲られる方はそのくらいの価格を想定されたという事もあるかと思います。　今回は一応、３条申請ですので農地の価格ということです。農業委員会としてもそういった事を説明してこの価格で申請をされたようです。」「質疑など無いようですので、採決に移ります。議案第６号、農地法第３条について許可することにご異議ございませんか。」「異議なし」「異議なしと認めます。よって議案第６号　農地法第３条の許可申請については許可することに決定します。」「それでは、続いて議案第７号　農地法第５条の許可申請について審議を行います。まず５条1番の申請から審議したいと思いますので事務局から説明をお願いします。」総会資料７ページをお開き下さい。（議案朗読及び説明）「当該農地は、農業振興地域外で、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第１種農地、第３種農地にも該当しない第２種農地と判断されます。」「それでは、調査委員から説明をお願いします。」「４番、○○です。○○委員、○○推進委員と事務局２名、行政書士の○○さんの立会いの下、現地調査を行いました。　場所は、係長からも説明がありましたとおり○○○団地の上を通り、海側に右折して斜面下側にはちょうど○○○集会所がありました。現状としては、最近まで家庭菜園をされていたようですが、１２ページの横断図をみてもらいたいのですが、向かって左側より車を２台入れて、右側には１台車を駐車できるスペースを擁壁を設けてつくられるようです。前に水路が見うけられましたがきちんと整備をされたらなんら問題はないと思われました。」「続いて、地元委員より説明をお願いします。」「３番、○○です。○○委員、○○推進委員と事務局２名、○○さんの立会いの下、現地調査を行いました。　　○○地区を２００ｍ程のぼり右折して上った左側に車３台分の用地として申請された農地がありました。そこは水はけもよく日当たりもよく環境に恵まれた場所でした。特に問題は無いとおもわれます。」「続いて、地元推進委員から意見をお願いします。」「１４番、○○です。当事者である○○さんに渡し人から管理出来ないので管理を頼まれていた農地で、今回遠くにいる渡し人から譲り受けて駐車場にするという事です。擁壁はコンクリートで固めるという事です。土の流失の心配はなく、前には側溝もありますので問題はないと思います。」「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」質疑なし「質疑など無いようですので、５条１番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」「異議なし」「異議なしと認めます。よって議案第７号　農地法第５条１番の許可申請については許可することに決定します。」「それでは、続いて議案第７号　５条２番、の許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」総会資料16ページから　議案説明「当該農地は、農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第１種農地、第３種の内にも該当しない第２種農地と判断されます。」「それでは､現地調査委員○○委員から説明をお願いします。」「１３番、○○です。６月２１日に○○委員、○○委員、私と事務局２名、地元推進委員の○○さんと行政書士の○○さん、土地の所有者の○○さんと母親の○○さんで調査いたしました。　場所は国道から○○郷のカーブの交差点を上り、○○○を右に進み２００ｍ程あがった住宅地の山手側でした。○○さんの土地の現況は、地図上では果樹園と表記されていますがここ数年耕作された気配がありませんでした。現地に進入するのにも小型の重機が入る道しかなく保全管理もままならない場所かなと思いました。近年、調査ではＢ判定でしたので改善される事はないような場所ではないかと話したところでした。○○さんの農地の４ｍ下手に○○さんの宅地があるのですが、現況２ｍ弱のセメント擁壁が設置されており今後住宅を建設する上で建築法の安全性を確保するという事があり、法面補強の工事が必要との事で申請があったようです。　見る限りでは、申請に関して問題はないと思われました。」「続いて地元推進委員○○委員から補足説明をお願いします。」「１８番、○○です。詳しい事は今、○○委員からあったとおりで、数年前に宅地の方は転用があっていたようですが、今回の申請地は、許可が出た土地の上のところになり、２１ページの図面では現在の建築法に沿うようにするという事です。土砂崩れがしないような２段擁壁工事をすると言う事です。今後、耕作をする道もございませんので今回譲る話になったようです。」「それでは、５条２番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」質疑なし「質疑など無いようですので、採決に移ります。議案第７号、農地法第５条２番について許可することにご異議ございませんか。」「異議なし」「異議なしと認めます。よって議案第７号　農地法第５条２番の許可申請については許可することに決定します。」「それでは、続きまして、議案第８号　農用地利用集積計画の決定について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」　議案説明「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。」「ただいま事務局から説明がありました、議案第８号　農用地利用集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。質疑等ございませんか。」質疑なし「質疑など無いようですので、採決に移ります。議案第８号、農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」「異議なし」「異議なしと認めます。よって議案第８号　農用地利用集積計画については許可することに決定します。」「以上ですべての議案の審議を終了しました。」「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」報告事項　　農地改良届けの提出について　協議事項川棚町総合計画審議会委員推薦について「総会資料３５ページをご覧下さい。先日、川棚町長より川棚町総合計画審議会委員推薦の依頼があっております。この審議会は､今後１０年間の川棚町のまちづくりの基本となる川棚町総合計画の策定する当たり広く町民から意見を拾うという事で、農業委員会から推薦をという事で依頼されたものです。」　「それでは協議をしたいと思いますが、どなたかご意見お願いいたします。」審議会委員の決定について（○○委員に決定）業務報告書を調整しましたので報告します。業務報告の説明。「以上をもちまして令和３年６月の農業委員会総会を終了いたします。」会　長　　　議事録署名人　　　議事録署名人 |